

除草等委託契約書新旧対照表（R8.4.1以降適用）

新	旧	摘要
<p style="text-align: center;">除草等委託契約書</p> <p>1～6 （略）</p> <p>（総則）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その委託料を支払うものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。</p> <p>5～10 （略）</p> <p>11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第46条第1項の規定により、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>12 （略）</p> <p>（関連工事等の調整）</p> <p>第2条 発注者は、受注者の履行する業務及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事及び業務（以下この条において「工事等」という。）が業務を行う上で密接に関連する場合において、必要があるときは、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事等の円滑な施工等に協力しなければならない。</p> <p><u>2 発注者は、受注者の履行する業務及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事等が密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工等につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事等の円滑な施工等に協力しなければならない。</u></p> <p>第3条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">除草等委託契約書</p> <p>1～6 （略）</p> <p>（総則）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完成し、発注者は、その委託料を支払うものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>5～10 （略）</p> <p>11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第24条第1項の規定により、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>12 （略）</p> <p>（関連工事等の調整）</p> <p>第2条 発注者は、受注者の行う業務及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事及び業務（以下この条において「工事等」という。）が業務を行う上で密接に関連する場合において、必要があるときは、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事等の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p>第3条 （略）</p>	<p>工事及び業務委託契約書の内容に準じて改正</p> <p>基準契約書(会計課)の表現に修正</p> <p>表現の修正</p> <p>他機関が発注した工事との調整規定の新設</p>

新	旧	摘要
<p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、<u>発注者の承諾を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>工事請負契約書の表現に修正</p>
<p>(一括再委任等の禁止)</p> <p>第5条 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p>	<p>(再委託等の禁止)</p> <p>第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。<u>ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。</u></p>	<p>表現の修正</p> <p>工事請負契約書の表現に修正</p>
<p><u>(下請負人の通知)</u></p> <p>第6条 <u>発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者（以下「下請負人」という。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>除草等業務は府元下指針の対象であるが、関連条項が未記載だったため、工事請負契約書条項を準用して改正</p>
<p><u>(下請負人の社会保険等加入義務等)</u></p> <p>第7条 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。</p> <p>(1) <u>健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</u></p> <p>(2) <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</u></p> <p>(3) <u>雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>受注者と直接下請契約を締結する下請負人</u></p> <p><u>次のいずれにも該当する場合</u></p> <p>ア <u>当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>除草等業務は府元下指針の対象であるが、関連条項が未記載だったため、工事請負契約書条項を準用して改正</p>

新	旧	摘要
<p><u>イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</u></p> <p><u>イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合</u></p> <p>(特許権等の使用) 第8条 (略)</p> <p>(監督職員) 第9条 (略)</p> <p>2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、業務の<u>履行状況</u>の検査（確認を含む。）</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項の規定に<u>よる</u>監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(現場代理人等) 第10条 受注者は、<u>次の各号に掲げる者</u>を定め、この契約締結後5日以内に書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。<u>ただし、</u></p>	<p>(特許権等の使用) 第6条 (略)</p> <p>(監督職員) 第7条 (略)</p> <p>2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、業務の<u>進捗</u>の検査（確認を含む。）</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項の規定に<u>基づく</u>監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(現場代理人等) 第8条 受注者は、<u>現場代理人並びに作業現場における業務執行の技術上の管理をつかさどる主任技術者</u>を定め、この契約締結後5日以内に書</p>	<p>条番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>工事請負契約書の表現に修正</p>

新	旧	摘要
<p><u>あらかじめ、当該内容を発注者に通知している場合はこの限りでない。</u>これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p><u>(1) 現場代理人</u></p> <p><u>(2) 主任技術者（作業現場における業務執行の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 現場代理人は、この契約の履行に関し、作業現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、<u>第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</u></p> <p>3～5 （略）</p> <p>（履行報告）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>（業務関係者に関する措置請求）</p> <p>第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者と兼任する現場代理人にあつては、<u>それらの者</u>の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督職員は、主任技術者（現場代理人を兼任する者を除く。）<u>その他受注者が業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で業務の履行又は管理</u>につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>3～5 （略）</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>2 現場代理人は、この契約の履行に関し、作業現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、<u>第10条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</u></p> <p>3～5 （略）</p> <p>（履行報告）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>（業務関係者に関する措置請求）</p> <p>第10条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者と兼任する現場代理人にあつては、<u>その者</u>の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督職員は、主任技術者（現場代理人を兼任する者を除く。）<u>又は受注者の使用人若しくは第5条の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施</u>につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>3～5 （略）</p> <p><u>（業務内容の変更）</u></p> <p>第11条 発注者は、この契約締結後の事情により、<u>業務内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必</u></p>	<p>条番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰上げ 工事請負契約書の表現 に修正</p> <p>工事請負契約書の表現 に修正</p> <p>より詳細に規定されている工事請負契約書の条項を参考に、新たに第13～21条に規定したことに伴う削除</p>

新	旧	摘要
<p><u>(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)</u></p> <p><u>第13条 受注者は、業務の履行部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</u></p> <p><u>(条件変更等)</u></p> <p><u>第14条 受注者は、業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。</u></p> <p><u>(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。</u></p> <p><u>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</u></p> <p><u>(4) 作業現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の作業現場が一致しないこと。</u></p> <p><u>(5) 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</u></p> <p><u>2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。</u></p> <p><u>3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまと</u></p>	<p><u>要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>工事請負契約書条項を準用して改正</p> <p>工事請負契約書条項を準用して改正</p>

新	旧	摘要
<p><u>め、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</u></p> <p><u>4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものについては、発注者が行う。</u></p> <p><u>(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものについては、発注者が行う。</u></p> <p><u>(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。</u></p> <p><u>5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</u></p> <p><u>(設計図書の変更)</u></p> <p><u>第15条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</u></p> <p><u>(業務の中止)</u></p> <p><u>第16条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が変動したため、受注者</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>工事請負契約書条項を準用して改正</p> <p>工事請負契約書条項を準用して改正</p>

新	旧	摘要
<p><u>が業務を履行できないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。</u></p> <p><u>3 発注者は、前2項の規定により業務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え作業現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務の一部中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</u></p> <p><u>(受注者の請求による履行期間の延長)</u></p> <p><u>第17条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事等の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</u></p> <p><u>(発注者の請求による履行期間の短縮等)</u></p> <p><u>第18条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担し</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>工事請負契約書条項を準用して改正</p> <p>工事請負契約書条項を準用して改正</p>

新	旧	摘要
<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>(著しく短い履行期間の禁止)</u></p> <p><u>第19条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u></p> <p><u>(履行期間の変更方法)</u></p> <p><u>第20条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第17条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、第18条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第46条に規定するあつせん若しくは調停を請求したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>工事請負契約書条項を準用して改正</p> <p>工事請負契約書条項を準用して改正</p> <p>協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の新設</p>
<p><u>(委託料の変更方法等)</u></p> <p><u>第21条 委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>工事請負契約書条項を準用して改正</p>

新	旧	摘要
<p><u>め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第46条に規定するあつせん若しくは調停を請求したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p><u>4 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</u></p> <p>(臨機の措置)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監督職員は、災害防止その他業務の<u>履行</u>上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(一般的損害)</u></p> <p><u>第23条 業務の完了前に、業務の履行に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第41条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</u></p> <p><u>(第三者に及ぼした損害)</u></p> <p><u>第24条 業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなけれ</u></p>	<p>(臨機の措置)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監督職員は、災害防止その他業務の<u>執行</u>上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第13条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、業務の処理に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の新設</p> <p>表現の修正</p> <p>より詳細に規定されている工事請負契約書の条項を参考に、新たに第23～25条に規定したことに伴う削除</p> <p>工事請負契約書条項を準用して改正</p> <p>工事請負契約書条項を準用して改正</p>

新	旧	摘要
<p><u>ばならない。ただし、その損害（第41条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。</u></p> <p><u>3 前2項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。</u></p> <p><u>(委託料の変更に代える設計図書の変更)</u></p> <p><u>第25条 発注者は、第8条、第13条から第18条、第22条又は第23条の規定により委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の事由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>2 前項の協議開始の日については、発注者は受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の委託料の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p>(検査)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の</p>	<p>(新設)</p> <p>(検査)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、<u>その</u>日から10日以内に業務の完了<u>の</u>確認</p>	<p>工事請負契約書条項を準用して改正</p> <p>条番号の繰上げ 工事請負契約書の表現に修正</p>

新	旧	摘要
<p>規定による通知を受けたときは、<u>通知を受けた</u>日から10日以内に<u>受注者の立会の上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知し</u>なければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>業務が前項の検査に合格しない</u>ときは、<u>直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(委託料の支払い)</p> <p>第27条 受注者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、委託料の支払いを請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項に規定する請求があったときは、<u>請求を受けた</u>日から30日以内に委託料を支払わなければならない。</p> <p>3 <u>発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとし、</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>のため検査を<u>行わ</u>なければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、<u>補正を命じられた</u>ときは、<u>遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。</u></p> <p>(委託料の支払い)</p> <p>第15条 受注者は、前条の検査に合格したときは、<u>発注者に対して書面をもって委託料の支払いを請求するものとする。</u></p> <p>2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に委託料を支払わなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(検査の遅延)</u></p> <p>第16条 <u>発注者が第14条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、発注者は、その超える日数に応じ第22条の2第2項の例により計算した金額を受注者に支払うものとする。</u></p>	<p>条番号の繰上げ 工事請負契約書の表現 に修正</p> <p>第27条第3項に検査の遅延について規定したこと に伴い削除</p>

新	旧	摘要
<p>(部分払)</p> <p>第28条 受注者は、業務等の完了前に、<u>受注者が既に業務等を完了した部分（以下「既履行部分」という。）</u>に相応する委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第6項までの規定により部分払を請求することができる。ただし、この請求は、<u> </u>回を超えることができない。</p> <p>2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る<u>既履行部分</u>の確認を発注者に請求しなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から<u>10日</u>以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(発注者の任意解除権)</p> <p>第29条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第31条又は第33条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する</p>	<p>(部分払)</p> <p>第17条 受注者は、業務等完了前に業務等の<u>既済部分</u>に相応する委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第6項までの規定により部分払を請求することができる。ただし、この請求は、<u> </u>回を超えることができない。</p> <p>2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る<u>既済部分</u>の確認を発注者に請求しなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から<u>14日</u>以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(協議解除)</p> <p>第18条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第19条の2又は第19条の4の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、<u> </u>この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第8条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第19条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除</p>	<p>工事請負契約書の表現に修正</p> <p>工事請負契約書の表現に修正</p> <p>国標準契約書に基づき日数を見直し</p> <p>他の標準契約書との表現の統一化</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>表現の修正</p> <p>第10条第1項を工事請負契約書の表現に修正したことに伴う修正</p>
<p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する</p>	<p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第19条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除</p>	<p>条番号の繰上げ</p>

新	旧	摘要
<p>ことができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 第34条又は第35条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 再委託契約その他の契約に<u>当</u>たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>キ (略)</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第32条 第30条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(談合等による解除)</p> <p>第33条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、<u>この</u>契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(受注者の催告による解除権)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>(受注者の催告によらない解除権)</p> <p>第35条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第15条の規定により業務の内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2) 第16条の規定による業務の<u>中</u>止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、<u>中</u>止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた</p>	<p>することができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 第20条又は第20条<u>の2</u>の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 再委託契約その他の契約に<u>あ</u>たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>キ (略)</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第19条<u>の3</u> 第19条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(談合等による解除)</p> <p>第19条<u>の4</u> 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(受注者の催告による解除権)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(受注者の催告によらない解除権)</p> <p>第20条<u>の2</u> 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第11条の規定により業務の内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2) 第11条の規定による業務の<u>停</u>止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、<u>停</u>止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた</p>	<p>条番号の繰上げ</p> <p>表現の修正</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰上げ 工事請負契約書の表現 に修正</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰上げ、表現の 修正 表現の修正</p>

新	旧	摘要
<p>3～4 (略)</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から既<u>履行</u>部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、次条第2項に規定する割合で計算した額とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>6 第2項の場合(第<u>31</u>条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付<u>又はこれに代わる担保の提供</u>が行われているときは、発注者は、当該契約保証金<u>又は担保</u>をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第<u>40</u>条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第<u>34</u>条又は第<u>35</u>条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 第<u>27</u>条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p><u>(保険)</u></p> <p>第<u>41</u>条 受注者は、<u>設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければな</u></p>	<p>3～4 (略)</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から業務等の既済部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、次条第2項に規定する割合で計算した額とする。</p> <p>6 <u>前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。</u></p> <p>7 第2項の場合(第<u>19</u>条の2第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第<u>22</u>条の2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第<u>20</u>条又は第<u>20</u>条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 第<u>15</u>条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。<u>ただし、約定期間内に支払いをされないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>工事請負契約書の表現に修正</p> <p>工事請負契約書を参考に削除</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>工事請負契約書を参考に削除</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>地方公共団体の支払遅延に対する遅延利息の率の変更に伴う改正</p> <p>工事請負契約書を参考に削除</p> <p>工事請負契約書条項を準用して改正</p>

新	旧	摘要
<p>することができる。</p> <p>2 前項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。</p> <p>(紛争の解決)</p> <p>第46条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人又は主任技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあつせん又は調停を請求することができない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p>第47条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、</p>	<p>相殺することができる。</p> <p>2 前項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。</p> <p>(紛争の解決)</p> <p>第24条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。</p> <p>2 前項の規定に<u>関</u>わらず、現場代理人又は主任技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、<u>若しくは</u>は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第10条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあつせん又は調停の<u>手続き</u>を請求することができない。</p> <p>3 第1項の規定に<u>関</u>わらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。</p>	<p>条番号の繰上げ</p> <p>工事請負契約書の表現に修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>ASP普及に伴う改正</p>

新	旧	摘要
<p><u>電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(関係法令の遵守)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 受注者は、この契約を履行するに当たり、第三者と委託又は請負の契約（以下「下請等契約」という。）を締結する場合には、当該第三者（当該第三者が更にこの契約に関し、下請等の契約を締結した者等のこの契約に関し委託又は請負の契約を締結する者を含む。以下<u>この条において</u>「下請負人」という。）にも前項の規定の内容を遵守させるため、同項の規定の内容を下請等契約書に明記する等の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>(補則)</p> <p>第50条 (略)</p>	<p>(関係法令の遵守)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 受注者は、この契約を履行するに当たり、第三者と委託又は請負の契約（以下「下請等契約」という。）を締結する場合には、当該第三者（当該第三者が更にこの契約に関し、下請等の契約を締結した者等のこの契約に関し委託又は請負の契約を締結する者を含む。以下「下請負人」という。）にも前項の規定の内容を遵守させるため、同項の規定の内容を下請等契約書に明記する等の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守)</p> <p>第25条の2 (略)</p> <p>(補則)</p> <p>第26条 (略)</p>	<p>条番号の繰上げ</p> <p>他条項との定義の差別化のため</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰上げ</p>